

## 第7章 耐震診断・改修の推進体制の整備等

建築物等の耐震化に係る各主体の役割分担を明確にするとともに、関係機関・団体等との連携強化、耐震診断・改修の実施状況等のフォローアップ体制の整備など、建築物の耐震化を着実に推進するための体制を整備します。

### 7-1 役割分担

建築物等の耐震化を効果的に促進させるため、県計画で示した役割分担に基づき、建築物の所有者、本市、建築関係団体（(社)広島県建築士会、(社)広島県建築士事務所協会等）の役割分担を示し、それぞれの事項の実施に取り組むこととします。

#### (1) 建築物の所有者の役割

- ア 本計画の対象建築物（市有建築物は除く）の所有者は、自発的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努めます。
- イ 総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物等の落下防止に努めます。
- ウ 地震に備えて地震保険の加入検討や家具の転倒防止対策を実施するよう努めます。

#### (2) 本市の役割

- ア 本計画に基づき、広島県、建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO法人）等と連携して、以下の施策の実施に努めます。
  - (ア) 耐震診断・改修に係る支援制度の充実
  - (イ) 耐震診断・改修に係る相談体制の整備、情報提供の充実等による意識啓発、知識の普及等
  - (ウ) 地震防災マップの作成・公表
  - (エ) 耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上を図る取組みを推進するため、耐震診断・改修の講習会の開催や耐震改修の工法の普及を図ります。
  - (オ) 地震に対するブロック塀等の安全対策、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策など、建築物の総合的な安全対策を推進します。
  - (カ) 広島県の定めた方針に従い、特定建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表を行います。
- イ 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を行います。
- ウ 対象建築物の把握、台帳の整備、耐震診断・改修の進捗状況の把握に努めます。
- エ 市有建築物について、その用途や規模などを考慮し、計画的に耐震診断・改修の促進を図り、その結果を公表するよう努めます。  
また、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策など、建築物の総合的な安全対策を推進します。

### (3) 建築関係団体の役割

---

- ア 耐震診断・改修の相談窓口を設けます。
- イ 耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発を行います。
- ウ 耐震診断・改修に関する講習会の開催など会員の技術の向上に努めます。
- エ 耐震改修の工法開発に努めます。

## 7-2 関係機関・団体等との連携

---

### (1) 庁内における連携体制の強化

---

地震防災に関する普及・啓発、建築物の耐震化に関する情報提供、相談窓口の設置・運営、市有建築物の耐震化等を効果的かつ着実に進めるため、庁内関係部局による連携体制を強化します。

### (2) 関係機関との連携

---

広島県と連携して、地震防災情報の普及、啓発、建築物の耐震化の支援、耐震改修促進法に基づく指導及び助言等、建築基準法に基づく勧告、命令等を適切かつ効果的に推進します。

また、国、耐震改修支援センター、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、広島県住宅供給公社等と連携して、民間建築物の耐震化に関する知識の普及、費用の助成、金融面での支援等を行うとともに、技術の普及や公共建築物の耐震化を推進します。

### (3) 耐震改修促進計画市町調整会議への参加、連携

---

広島県及び市町の主務課で構成される耐震改修促進計画市町調整会議（平成18年（2006年）11月設立）に参加し、耐震改修の促進に関する情報・意見交換を行うことにより、県及び他市町と連携した耐震化への取組みを行います。

### (4) 建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO法人）等との連携

---

建築関係団体と連携して、耐震化に係る工法等の普及、技術の向上等を図るとともに、建築物の所有者等が安心して耐震診断・改修を行うことのできる仕組みづくりを行います。

また、特定非営利活動法人（NPO法人）等と連携して、地震防災や耐震化に関する知識の普及・啓発を図るとともに、防災まちづくり活動への取組みを推進します。

## 7-3 計画のフォローアップ

---

### (1) 耐震化の進行管理

---

建築物の耐震化を着実に推進するため、特定建築物の台帳を作成し、耐震化に関する情報をデータベース化することにより、耐震化の進捗状況を定期的に把握します。

### (2) 計画の検証

---

本計画は、上位計画、関連計画の改定等により必要に応じて見直しを行うものとします。

また、概ね3年後を目途に、耐震化の目標の達成状況について検証を行い、社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、資料編については、記載内容の変更に応じて、随時、更新します。

【問合わせ先一覧】

広島市（ホームページ： <a href="http://www.city.hiroshima.jp/">http://www.city.hiroshima.jp/</a> ）			
内 容	部・課	住 所	電話番号
耐震診断・改修の相談 耐震改修計画認定 耐震改修証明書の発行	中区役所建設部建築課	広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号	082-504-2579
	東区役所建設部建築課	広島市東区東蟹屋町 9 番 38 号	082-568-7745
	南区役所建設部建築課	広島市南区皆実町一丁目 5 番 44 号	082-250-8960
	西区役所建設部建築課	広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号	082-532-0950
	安佐南区役所農林建設部建築課	広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号	082-831-4952
	安佐北区役所農林建設部建築課	広島市安佐北区可部四丁目 13 番 13 号	082-819-3938
	安芸区役所農林建設部建築課	広島市安芸区船越南三丁目 4 番 36 号	082-821-4928
	佐伯区役所農林建設部建築課	広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号	082-943-9745
	都市整備局指導部建築指導課	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号	082-504-2288
住宅の耐震診断・改修補助制度	都市整備局住宅部住宅政策課	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号	082-504-2292
固定資産税の減免	中区役所市民部課税課家屋係	広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号	082-504-2566
	東区役所市民部課税課家屋係	広島市東区東蟹屋町 9 番 38 号	082-568-7721
	南区役所市民部課税課家屋係	広島市南区皆実町一丁目 5 番 44 号	082-250-8953
	西区役所市民部課税課家屋係	広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号	082-532-0944
	安佐南区役所市民部課税課家屋係	広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号	082-831-4936
	安佐北区役所市民部課税課家屋係	広島市安佐北区可部四丁目 13 番 13 号	082-819-3920
	安芸区役所市民部課税課家屋係	広島市安芸区船越南三丁目 4 番 36 号	082-821-4918
	佐伯区役所市民部課税課家屋係	広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号	082-943-9721
	財政局税務部固定資産税課	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号	082-504-2094

広島県（ホームページ： <a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/</a> ）			
内 容	部・課	住 所	電話番号
広島県耐震改修促進計画	都市局建築課	広島市中区基町 10 番 52 号	082-513-4183

広島市建築物耐震改修促進計画

平成 21 年（2009 年） 3 月

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号  
電話番号 082-504-2288 ファクス番号 082-504-2529  
E-mail : [kenchiku@city.hiroshima.jp](mailto:kenchiku@city.hiroshima.jp)